

区分	種目	対象者
介護・訓練 支援 用具	特殊寝台	(1) 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの
	特殊マット	(1) 下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの
	特殊尿器	(1) 下肢又は体幹機能障害１級の者（常時介護を要する者に限る。） (2) 難病患者等であって、自力で排尿できないもの
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害２級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。）
	体位変換器	(1) 下肢又は体幹機能障害２級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） (2) 難病患者等であって、寝たきりの状態にあるもの
	移動用リフト	(1) 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの
	訓練いす（障害児のみ）	身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害２級以上で３歳以上のもの
	訓練用ベッド	(1) 身体障害者手帳の交付を受けた児童で、下肢又は体幹機能障害２級以上で学齢児以上のもの (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの
	自立生活 支援 用具	入浴補助用具
便器		(1) 下肢又は体幹機能障害２級以上の者 (2) 難病患者等であって、常時介護を要するもの
T字状又は棒状のつえ		下肢又は体幹機能障害２級以上の者

	移動・移乗支援用具	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者 (2) 難病患者等であって、下肢が不自由なもの
	頭部防護帽	(1) 平衡機能又は下肢若しくは体幹機能障害者 (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する知的障害者（児）及び精神障害者
	特殊便器	(1) 上肢障害２級以上の者 (2) 難病患者等であって、上肢機能に障害のあるもの
	火災警報器	障害等級２級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	自動消火器	障害等級２級以上の者又は難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	電磁調理器	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害２級以上の者
	聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害２級の者（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯に属する者に限る。）
住宅	透析液加温器	じん臓機能障害３級以上で自己連続携行式腹膜灌流法（CAPD）による透析療法を行う者
療養等	ネブライザー（吸入器）	(1) 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害のあるもの
支援用	電気式たん吸引器	(1) 呼吸器機能障害３級以上又は同程度の身体障害者であって、必要と認められるもの (2) 難病患者等であって、呼吸器機能に障害のあるもの

具	酸素ボンベ運搬車	医療保険における在宅酸素療法を行う者
	盲人用体温計（音声式）	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯又はこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	盲人用体重計	視覚障害２級以上の者（盲人のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
	動脈血中酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）	(1) 呼吸器機能又は心臓機能障害者であって、在宅酸素療法を行うもの又は人工呼吸器を装着するもの (2) 難病患者等であって、人工呼吸器の装着が必要なもの
情報・意思疎通支援用具	携帯用会話補助装置	音声機能若しくは言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声及び発語に著しい障害を有するもの
	情報・通信支援用具	上肢機能障害又は視覚障害
	点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害（原則として視覚障害２級以上で、かつ、聴覚障害２級）の身体障害者であって、必要と認められるもの
	点字器	視覚障害者
	点字タイプライター	視覚障害２級以上の者（本人が就労若しくは就学している者又は就労が見込まれる者に限る。）
	視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害２級以上の者
	視覚障害	視覚障害２級以上の者
	視覚障害	視覚障害２級以上の者

者用活字 文書読上 げ装置	
視覚障害 者用拡大 読書器	視覚障害者であって、本装置により文字等を読むことが可能になるもの
盲人用時 計	視覚障害2級以上の者（音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため、触読式時計の使用が困難な者を原則とする。）
聴覚障害 者用通信 装置	聴覚障害者又は発声及び発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要と認められるもの
聴覚障害 者用情報 受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの
人工咽頭	咽頭摘出者
福祉電話 （貸与）	難聴者又は外出困難な身体障害者（原則として2級以上）であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの及びファックス被貸与者（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
ファック ス（貸与 ）	聴覚又は音声機能若しくは言語機能障害3級以上であって、コミュニケーション又は緊急連絡等の手段として必要性があると認められるもの（電話（難聴者用電話を含む。）によるコミュニケーション等が困難な障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯に属する者に限る。）
視覚障害 者用ワー ドプロセ ッサ（ 共同利用 ）	視覚障害者

	点字図書	視覚障害者
	人工内耳用電池	聴覚障害者（児）であって、人工内耳を装着しているもの
	視覚障害者用地デジタル対応ラジオ	視覚障害２級以上の者（学齢児以上のものに限る）
排泄管理支援用具	ストーマ装具	ストーマ造設者
	紙おむつ	(1) 治療によって軽快の見込みのないストーマ周辺の皮膚の著しいびらん又はストーマの変形のためストーマ用装具を装着できない者 (2) 先天性疾患に起因する神経障害による高度の排尿機能障害又は高度の排便機能障害のある者 (3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便機能障害がある者 (4) 脳性麻痺等脳原生運動機能障害により排尿若しくは排便の意思表示が困難な者で、紙おむつ等を必要とするもの（医師の意見書添付）
	収尿器	高度の排尿機能障害者
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	(1) 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期非進行性脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る。）を有する者であって、障害等級３級以上のもの。ただし、特殊便器への取替えをする場合は、上肢障害２級以上の者 (2) 難病患者等であって、下肢又は体幹機能に障害のあるもの